

# 豊城区民会館使用方法

## 豊城区民会館使用規則

- 第1条 豊城区民会館（以下「会館」という）は、区民の共有財産であり、区民は平等の使用権を有する。
- 第2条 会館の鍵は、管理者（会館管理員 区長 区長代理 書記 会計 環境指導員）が保管する。
- 第3条 会館を使用する時は、使用責任者が所定の「使用申込書」に必要事項を記入し、会館管理員に提出し許可を受けなければならない。
- 1 ただし、事前に了解を得た場合は、この限りでない。
  - 2 次の場合は、許可しないこともある。
    - (1) 施設の損傷汚損のおそれのある場合。
    - (2) 風紀を乱すおそれのある場合。
    - (3) その他、管理者が不相当と認めた場合（営利目的等）。
  - 3 会館を使用する場合、次の事項を厳守しなければならない。
    - (1) 備付け備品、丁寧に扱うこと。
    - (2) 火災予防と戸締りの徹底。（館内は禁煙）
    - (3) 電気、ガス、水道等、元栓の確認と使用中の節約
    - (4) 使用后（椅子、机）の片付けと清掃。（特に台所は重点的にする）
    - (5) ごみは、使用者が持ち帰る（生ごみ、ビン、缶、その他）
    - (6) 使用後は、使用点検簿に所定事項を記入し、使用料とともに鍵を速やかに会館管理員に返還する。
  - 4 会館備品を館外に搬出使用する場合は、所定の申請書により会館管理員の許可を受けなければならない
- 第4条 各種管理料（使用料）は、別記のとおりとするが、状況により減免することができる。（区、班、組行事は無料、及び奉仕団体の部屋代は無料）
- 第5条 各種管理料（使用料）は、当日又は月末までに会館管理員または、会計に納入するものとする。
- 第6条 すべての管理料（使用料）は、会館維持運営費に充当するものとする。

## 別記 会館使用料（個人使用、営利、町外使用の区分は撤廃）

1 部屋	500円	2 部屋	500円
3 部屋	1,000円	全室	2,500円
通夜	貸出しない	告別式	貸出しない
机	100円	椅子	50円
コピー 1枚	5円		
カラオケ機材	無料（故障時の修理は利用者負担）		
冷暖房設備 1 部屋	無料		

附則 この規則は、平成25年4月1日から適用する（追加）